# 文教福祉常任委員会記録

開催年月日	令和元年9月25日(水曜日)
開催時間	午後2時10分~午後3時3分
開催場所	第1委員会室
出席委員	横手委員長 中川副委員長 山蔦委員 佐藤 () 委員 青木委員 黒沢委員 細川委員 岸本委員 柳田委員 太田委員 関口議長
欠席委員	なし
説 明 者	伊藤健康子ども部長 伊藤保育・青少年課長 徳江副主幹
案 件	(付託議案) 1. 議案第 43 号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について
議会事務局	新藤議会事務局長   亀井議会事務局次長 波多野主任主事

## 午後2時10分 開会

【横手委員長】 それでは、時間となりました。本会議終了後ではございますが、ただいまより文教 福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたので、本委員会におきましては、主な改正点を説明していただきますが、本議案に対して委員の皆様から質疑をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の審査につきましては、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 異議なしの声がございますので、それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第43号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 皆様、こんにちは。午前の本会議に引き続きまして、文教福祉常任委員会の開催をいただきまして、恐縮してございます。

それでは、付託議案1、議案第43号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご審議をお願いいたします。説明につきましては、伊藤保育・青少年課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、議案第43号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。本日の本会 議での健康子ども部長の説明と重なる部分がございますが、よろしくお願いいたします。

改正の概要でございますが、本年10月から幼児教育・保育の無償化が始まることから、本年5月31日 に公布されました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内 閣府令に基づき条例の一部を改正するものです。

一部改正の内容は大きく2点でございまして、1点目は、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更です。幼児教育・保育の無償化の対象となった世帯は、毎月の利用者負担額がゼロ円となりますが、副食費、いわゆるおかずやおやつ、牛乳など、こちらにつきましては、幼稚園在園児童、保育所等在園児童の3歳から5歳児につきましては実費徴収となります。また、既に生

活保護世帯やひとり親世帯等に対しては副食費の免除を行っておりますが、副食費の免除対象世帯が拡充され、無償化後は年収360万円未満相当世帯、つまり非課税世帯及び第3子以降も免除の対象となります。

2点目は、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法施行令などの一部改正による文言の整理等 によるものでございます。

それでは、タブレット資料の41分の12ページ、条例の新旧対照表の1ページをごらんください。第2条の一部改正は、子ども・子育て支援法などの一部改正により条文を整理するものと引用法令などの修正でございます。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」と改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」と改めます。以降1ページの改正内容につきましては、用語説明の追加、号ずれ及び文言の整理の改正となってございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんください。第2条第14項から、本ページ第3条第1項までの改正内容につきましては、引用条文の改正、号ずれ修正、条文及び文言の整理の改正でございます。

続きまして、新旧対照表の3ページをごらんください。第5条から第6条第2項までの改正内容につきましては、条文及び文言の整理の改正となってございます。

続きまして、新旧対照表の4ページをごらんください。第6条第3項から第7条第2項までの改正内容につきましては、文言の整理の改正となってございます。

新旧対照表の5ページをごらんください。第8条から第11条までの改正内容につきましては、文言の 整理の改正となってございます。

続きまして、新旧対照表6ページから9ページにかけての第13条、利用者負担額等の受領につきましては、3から5歳児について利用者負担額がゼロ円になること、副食費を徴収すること、副食費が免除となる世帯が規定されている条文となります。新旧対照表の6ページの第13条第1項及び第2項の改正内容につきましては、条文の整理の改正でございます。

新旧対照表の7ページをごらんください。第13条第3項及び第4項は、文言の整理の改正でございます。

第13条第4項第3号につきましては、副食費の徴収について規定してございます。

同条同項同号のア (ア)、(イ) を加えておりますが、副食費免除対象世帯のうち市町村民税非課税世帯についての規定を記載してございます。(ア)では、幼稚園などに在園している1号認定子どもの世帯を、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯を市町村民税非課税世帯と定め、免除対象であると規定しています。また、(イ)では、保育園などに在園している2号認定子ども、つまり3歳から5歳児の世帯の市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満の世帯を市町村民税非課税世帯と定め、免除対象であると規定しています。

続きまして、新旧対照表の8ページをごらんください。第13条第4項第3号イ(ア)、(イ)を加えて おりますが、こちらは副食費免除対象世帯のうち在園児童が第3子である場合について規定しています。 (ア)には、幼稚園などに在園している1号認定子どもが上の兄弟が小学校3年生である子どもから数 えて第3子である場合は、免除対象世帯となる旨を規定しています。また、(イ)には、保育園などに在園している2号認定子どもが上の兄弟が小学校就学前である子どもから数えて第3子である場合は、免除対象世帯となる旨を規定しています。また、ウを加えておりますが、こちらは満3歳未満保育認定子どもゼロから2歳児については、徴収しない旨を規定しています。以降8ページの改正内容につきましては、文言の整理の改正となってございます。

新旧対照表の9ページをごらんください。第13条第5項から第14条第2項までの改正内容につきましては、条文及び文言の整理の改正でございます。

新旧対照表の10ページをごらんください。第15条第1項第2号から第18条までの改正内容につきましては、引用する条文及び文言の整理の改正でございます。

新旧対照表の11ページをごらんください。第19条は、文言の整理の改正でございます。

第20条につきましては、第20条中「次の各号に」を「次に」と改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」と改めます。これは、特定教育・保育施設の運営規定に、第13条に規定している副食費徴収について定めなくてはならない旨を規定しているものです。

第21条から第24条までの改正内容につきましては、文言の整理の改正でございます。

続いて、新旧対照表の12ページをごらんください。第25条から第27条第3項までの改正内容につきましては、文言の整理の改正となってございます。

新旧対照表の13ページをごらんください。第28条から第30条第3項までの改正内容につきましては、 条文及び文言の整理の改正となってございます。

新旧対照表の14ページをごらんください。第30条第3項から第34条第2項までの改正内容につきましては、文言の整理の改正となってございます。

続きまして、新旧対照表の15ページをごらんください。第34条第2項第2号から第5号までの改正内容につきましては、文言の整理の改正でございます。

第35条につきましては、特例施設型給付費に関する基準のうち特別利用保育の基準について定めた条文です。第1項、第2項につきましては、文言の整理による一部改正でございます。第3項につきましては、新旧対照表の16ページにまたがっておりますが、条文及び文言の整理と特別利用保育を提供する場合の基準の読み替えをこの項にまとめたことと、第13条第4項第3号の副食費の徴収の新規規定についての読み替え規定を追加したものとなっています。

新旧対照表の16ページをごらんください。第36条につきましては、特別利用教育の基準について定めた条文です。第1項、第2項につきましては、文言の整理による一部改正です。

新旧対照表の17ページをごらんください。第36条第3項につきましては、特別利用教育を提供する場合の基準の読み替えをこの項にまとめたことと、第13条第4項第3号の副食費の徴収の新規規定についての読み替え規定を追加したものです。

新旧対照表17ページの下段をごらんください。第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準の中の第1節、利用定員に関する基準になります。新旧対照表の18ページにわたりますが、第37条は、特定地域型保育事業、つまり家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などの定員を定める規定

となっております。定員についての変更はございませんが、子ども・子育て支援法などの一部改正に伴 う条文の整理による一部改正でございます。

新旧対照表の18ページをごらんください。第38条につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準の中の内容及び手続の説明及び同意について規定している条文です。特定地域型保育事業も特定教育・保育施設と同様に、重要事項を記した文書に利用者負担額等の利用について追加する旨を規定してございます。

第39条の改正内容につきましては、条文及び文言の整理の改正でございます。

新旧対照表の19ページをごらんください。第39条第2項から第41条までの改正内容につきましては、 条文及び文言の整理の改正でございます。

新旧対照表の20ページをごらんください。第42条第1項第1号から同条同項第3号までの改正内容に つきましては、文言の整理の改正でございます。

新旧対照表21ページをごらんください。第42条第4項の改正につきましては、文言の整理の改正でございます。

新旧対照表21ページの第43条につきましては、23ページまでにわたりますが、特定地域型保育事業の利用者負担額等の受領につきまして規定している条文です。特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供した場合の基準の読み替えは、全て第51条、第52条において定めることと規定したことに伴う改正です。

第43条第1項中「特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」 を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」と改めます。また、「(当該特定地域型保育 事業が」以降、以下、下線部分を削ります。

同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」と改め、「(その額が現に当該特定 地域型保育に要した費用の額を超えるときは」以降、以下、下線部分を削ります。

新旧対照表の22ページをごらんください。第43条第3項から第6項までの改正内容につきましては、 文言の整理の改正でございます。

新旧対照表の23ページをごらんください。第46条中「次の各号に」を「次に」と改め、同条第5項中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」と改めます。これは、特定地域型保育事業者が定める運営規程に第13条に規定する副食費徴収について定める旨を規定してございます。

第47条第1項から第49条第2項第2号までの改正内容につきましては、条文及び文言の整理の改正で ございます。

新旧対照表の24ページをごらんください。24ページから25ページにわたる第50条につきましては、準用する規定の改正にあわせて読み替え規定について必要な整備をする一部改正でございます。

新旧対照表の25ページをごらんください。25ページから27ページにわたる第51条につきましては、第3節、特例地域型保育給付費に関する基準のうち特別利用地域型保育の基準を定めた条文になります。25ページの第51条第1項及び第2項につきましては、条文及び文言の整理による一部改正です。

第3項につきましては、27ページにわたりますが、第43条、利用者負担額等の受領の第1項及び第2

項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読み替えをこの項で定め、条文を整備する一部改正です。

新旧対照表の27ページをごらんください。27ページから28ページにわたる第52条につきましては、特定利用地域型保育の基準を定めた条文です。第52条第1項及び第2項につきましては、文言の整理による一部改正です。第52条第3項につきましては、28ページにわたりますが、第43条、利用者負担額等の受領の第1項及び第2項で定められていた特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読み替えをこの項で定め、条文を整備する一部改正です。

新旧対照表の28ページをごらんください。附則の第2条につきましては、特定保育所に関する特例を 規定している条文です。この改正につきましては、第13条、利用者負担額等の受領の改正に伴い同条の 読み替え規定を整理するものです。

新旧対照表29ページをごらんください。第3条、施設型給付費等に関する経過措置につきましては、 第3条第1項及び次ページの第3条第2項ともに1号認定の利用者負担額がゼロ円となるため、削除す るものです。

新旧対照表30ページをごらんください。最後に附則として、条例の施行日は、令和元年10月1日であることを定めてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 細川委員。

【細川委員】 長々といろんな条文が出てきましたけど、1つ、これは政府が進めて、幼児教育・保育の無償化ということを求められていると思うんですけども、疑問に思うのは、これは副食費ですね。 今までこれは保育料に含まれていたものですよね。その点を確認したいんです。

それから、今おかず、おやつ代、いわゆる副食費の実費規定ですけども、これは今免除となる世帯は どのくらいいらっしゃるんですか、寒川に。その辺について伺いたいということです。

それから、これは、1つは狙いが保護者負担を軽減することなんですけど、実際こういう形になっているのかどうか、この条例の中身を見ても、なかなかその辺が理解できないんですけど、その辺について伺います。

もう一つは、給食というのは、保育事業の非常に重要な一環になるということですね。それで、そういうことで、これは当然負担をかけちゃいかんというところだと思うんですけど、それから、この中には出てこないんですけど、現場におけるいろんな問題点もこれから出てくると思うんです。今例えば1つは、保育園、幼稚園待機児童の問題ですね。これは今寒川の現状ではどうなっているのか、ここ2年ぐらいの間の……。

【横手委員長】 細川委員、その部分につきましては、こことは関係ないので。

【細川委員】 それは避けます。それはそういったところとかかわる問題もあるんですけど、そこで、この条例の内容が、現場で働く保育士にかかる影響なんかを懸念しているわけですけども、そういったところで、それから、主に保育園の運営費というのは、これはどういう形になっているのか、その辺についても伺っていきます。これはよく国基準より安く設定されているんじゃないかということではない

か、これもちょっとずれているね。

【横手委員長】 それもまたちょっと、ですね、済みません。

【細川委員】 わかりました。いいです。それは討論の中でやります。そういったことでお聞きしていきたいと思います。

以上で終わります。

【横手委員長】 細川委員、済みません。幾つか途中で切れたものがあって、よくわからないのが本音です。大変申し訳ありません。3つ、副食費は保育料に含まれていたのかというのが、まずわかります。それから、免除となる世帯はどのくらいあるのかが2つ目、それから保護者負担が本当になくなるのかというのが3つ目、までは理解できたんですが、それ以外が、大変申し訳ありません。質問として成り立っていなかったので、この3つでよろしいですか。

【細川委員】 とりあえずそれで。

【横手委員長】 この3つについてお願いいたします。

徳江副主幹。

【徳江副主幹】 一番初めの副食費を今回徴収することになった経緯ということなんですが、もともと幼稚園については、副食費については徴収していたものです。保育園につきましては、保育料の中に副食費が含まれているという考え方で徴収しておりました。しかし、10月から無償化が始まることによって、保育料全て無償化にしてしまうと、幼稚園と保育園と公平性が保たれなくなるということで、今回10月から保育園も幼稚園も副食費を徴収するということになりました。

あと、国の考え方といたしましては、在宅で児童を保育するに当たってもかかるものですし、学校教育の現場においても、授業料は無償化になっていても学校給食は徴収されるという現状があり、あと社会保障分野においても、副食費、食べることについては自己負担という流れがあることで、今回副食費徴収になりますという国の考えもお伺いしております。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、今回の副食費の免除となる方の数をお答えいたします。こちらで今把握しておりますのが、非課税世帯につきましては158名、そして第3子がいる世帯として把握しておりますのが58名、合計で216名というところが副食費免除となる数として把握しております。

以上です。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 済みません。幼児教育・保育の無償化で、保護者の負担軽減になるのかというところにつきましては、この制度の設計上、負担軽減になっていると考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 回答いただきましたが。

細川委員。

【細川委員】 免除となる世帯は聞きましたけど、両方合わせて約400名強というところですね。それで、金額は、僕は聞かなかったか。もしわかれば教えてください。

【横手委員長】 済みません、細川委員。金額が何ですか。

【細川委員】 免除となる世帯の金額は、免除ですから……。

【横手委員長】 その金額というのは何の金額のことを言っていますか。

【細川委員】 それは実際にこれが免除にならない場合の金額というか、それは意味がちょっと違うか。

【横手委員長】 よろしいですか。

【細川委員】 それはいいです。つじつまがあわない。

それから、先ほど社会保障部分で、給食費、副食費を徴収するんだということを言われましたよね。 そういったことは、そこの問題は私は疑問があるんですけど、社会保障の一環であるならば、それはこ ういう形をとるべきじゃいかと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

【横手委員長】 以上でよろしいですか。今のよろしいですか。要するに、今のは社会保障上というよりは、教育の無償化の中でも給食費というものを取っている中で必要だということで、今回、国がそういうふうに施策を行ったと理解しているという回答しか先ほど徳江副主幹がしておりませんので、今の質問が、果たしてこの寒川町という自治体の一部署の職員の方に聞くべき質問なのかどうかというのがあるので、いかがですか、細川委員。済みません。国の方針に従ってしっかりとやっていくということでよろしいでしょうか。お答えください。

伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 今回の幼児教育・保育の無償化につきまして、今回の副食費の内容もそうですけれども、基本的には国から示されている方向性に従い、町としても対応しているものでございますので、基本的にはその流れで進めていくものと考えてございます。

【横手委員長】 細川委員、以上でよろしいですか。ほかに質疑のある方。 青木委員。

【青木委員】 無償化ということで、今回それに伴って副食費が実費負担になるということが懸念される部分ということで、この点について質問させていただきたいんですけども、まず、先ほど申していました幼稚園と保育園は込で、今までは副食費というのは払っていなかったということで、それで公平性を保つ上で、どうしても幼稚園のように同じく保育園も負担されるということなんですが、まず、保育園の実費負担される方の人数というのをお聞きしたいのと、あとは360万円未満の方が免除されるということなんですけども、360万円を超える人は、逆に負担になってしまうんじゃないかという心配があるんですね。なので、その点について、人数的なことは確認できないとは思うんですけど、その点についてどういう見解でいられるのかということをお聞きしたいです。一応その2つで。

【横手委員長】 もう一回まとめて言い直していただけますか、簡潔に。

【青木委員】 幼稚園との公平性ということで、負担ということじゃないですか。そのことについて保育園の園児の方が当然負担するということなので、その人数と、それとあとは360万円未満の方は免除ということなんですが、360万円超えてしまう近くの人の負担になるんじゃないかということで、町としてはどういう見解、それは国が進めることなんですけども、町としては、どういう考えでいるのかお聞きしたい。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 副食費についてなんですけども、保育園の副食費については、保育料に含まれているもので、実際に払ってはいたんですね。一緒になっていたという考え方ですので、今回360万円に満たない世帯というのは、つまり非課税世帯になるんですが、そこについては、もともと保育料を払っていたので、そこが無償化になるということで、今まで払っていた金額よりも、副食費が今4,500円相当と国で定められているので、安くなるという考え方でおりますので、今まで以上に負担が増えるというような世帯については、ないと考えております。

## 【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 360万円を超える方、ボーダーラインに近い部分のご質問があったかと思うんですけれども、確かに収入全体の枠の中に占める副食費のお支払いする部分というのは、当然世帯収入の大きさによって負担というのはバランスは若干出ると思うんですけども、どうしても制度的にある程度の部分はラインとして設けなければいけないという部分がございまして、国でも360万円というところを1つのラインとして設けております。その部分で町としては、先ほど申し上げたんですが、国の考え方に従う中で現在は取り組みを進めておりますので、そこについて町の見解として、国を信じて取り組みを進めていくという状況でございます。

以上です。

## 【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。先ほども言っていた幼稚園と保育園の公平性が保たれないということで、無償化にはなっているんですけども、実費負担ということは負担だと思っているんです。それで、負担について、実費というわけではなくて、逆に国が当然出すわけですよね、無償化に対する国費で出すわけじゃないですか。だからその浮いた分という言い方かな、使わない分を副食費に充てるという考えもあるんだと思うんですね。そういう考えがあるのかどうかということをまずお聞きしたい。

【横手委員長】 寒川町単体で使える予定だった予算というのはもともとあったと思うんです。無償化によって国からお金がおりてきて、その分ある程度、言い方が変ですけど、浮く可能性のある金額というのが予算のときも出たんですよ、3,500万円ぐらいあるという話、それを副食費に充てられませんかという質問です。ちゃんと質問してください。よろしいでしょうか。それについてお答えを。もちろん現時点においては、そういう考え方がなければ、ないという答えでも構いませんので、町としては、その予算についてそれに充てるというのはどうでしょうかというのが、今の質問の趣旨だと思いますので、いかがでしょうか。

#### 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 先ほど3,000万円という数字がありましたけれども、これにつきましては、 今年度のみの部分でございます。実際、保育の無償化にかかる部分につきましては、本年度町で持ち出 す部分については臨時交付金で国から参りますので、その分の約3,000万円が浮くという状況になります。 ですので、来年以降はその分町の持ち出しというのは増えていくという状況になります。その状況の中 で、今年度の分を副食費に充てるというのは、なかなか難しい状況でございます。

以上です。

## 【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 次回以降はそういうお考えというのはあるのか、今回持ち出しというのは無理なのかもしれないんですけど、いろんな自治体でもそういう補助というのかな、そういうところに取り組んでいるような自治体というのも実際あるというのをいろいろと調べてある状況なんですね。神奈川県は案外そういうところがないんですけど、町長が、子育て湘南第一というところで、施政方針でも言っているので、寒川も、そういうことについて取り組んだほうがいいんじゃないかという自分たちの考えなんですけども、どうでしょうかね。

## 【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 さかのぼりまして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まって、その翌年度から国の施策により段階的に幼児教育・保育の無償化が進んできたというところでございます。今回の改正は27年度の次に大きな改正となっているところでございまして、今回につきまして国の基準に基づいた範囲で町の無償化の範囲としてございます。今後も国の基準が拡充されるということも想定される部分がございますので、国の動向に注意してまいりたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

太田委員。

【太田委員】 2点ほどお伺いしたいと思います。寒川町の中では押し迫った中では聞こえてこないんですけれども、寒川町の保育園、認定こども園、さまざまありますけれども、認可外がないので、その辺が果たして本当にないのかどうかということが1点、私の中ではないと思っているんですけれども、そこが確認の意味で1点、あともう一つは、当初かなり各幼稚園だったり保育園だったり、情報が錯綜しているとか、なかなか入ってこないということで、混乱していた施設もあったように聞いています。この段階においては、さまざま情報が国からも、また自治体からもいっているかとは思いますけれども、その辺の寒川町内の各施設に対しての行政との連携というのは、きちんとなされているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

## 【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 1点目の認可外の保育施設があるのかというご質問につきましては、町内にはございません。

以上です。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 保育園と幼稚園と施設との連携ということなんですが、一番初めに7月の上旬あたりに、認可保育所、認定こども園、町内の地域型保育事業の園長先生、施設管理者の方にお集りいただきまして、町からその時点でわかっている無償化の概略をご説明いたしました。その後、園児の保護者向けにパンフレットを作成しまして、園から配布をお願いいたしました。あと、施設型幼稚園ですね。私学助成を受ける幼稚園、町内でいきますと倉見幼稚園と相和幼稚園になります。そちらには何度か園にお伺いいたしまして、今後の事務の流れとか、事務量が確実に増えていく事業になりますので、ご説明しておりますし、あしたも倉見幼稚園と相和幼稚園には今後の請求の仕方ということでご説明に伺う予定になっております。

【横手委員長】 太田委員。

【太田委員】 改めて確認という意味で、寒川町内には類似保育施設の幼稚園とかがないということで、わかりました。あとは、各施設、園との関係性もしっかり構築されているということですので、安心しました。また引き続きいろんな、これからも国ではまた変わるような動きもどうやら出ている、副食費の関係とかも、公定価格の関係とかも出ているようなので、そういった情報交換とかはしっかりとしていただきながら、子どもたちが、そして保護者が混乱しないような形で情報提供していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。これは意見で。

【横手委員長】 今のは要望としてしっかりと受けとめていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに質疑のある方。

山蔦委員。

【山蔦委員】 教えてほしいんですけど、3歳以上については今回の改正でいろいろ優遇といいますか、補助制度が拡充したというのはわかるんですけど、ゼロ歳、1歳、2歳にかかっている費用と3歳、4歳、5歳になったときで、何かそこでどすんとギャップができる可能性を感じるんですけど、その辺は、もちろん勉強不足で申し訳ないんだけど、連続性といいますか、政策の統一性といいますか、そういうのは今回の改正で保たれているんでしょうか。そこだけ教えてください。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 保育料のことというと、3歳未満につきましては、小さいお子さんということですので、保育士の方も手厚く見るということがありますので、3歳以上に比べると保育料は高くなっております。3歳以上につきましては、2号認定さんについては、3号認定よりも保育料で考えると安くなっております。比べると、今回無償化になる部分については、安いところの保育料が全て無償化になったという考え方になります。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。 暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

9月第2回会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、討論のための休憩は必要ないということでございますので、これより討論に入ります。議案第43号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

細川委員。

【細川委員】 いろいろと質問してまいりましたけども、1つは、懸念材料がたくさんあるので、その辺を含めて反対討論していきたいと思うんです。

給食費、副食費は、当然私は基本的には無償であるべきだという観点で捉えています。これは国が保育、幼児教育に責任を持つんだという立場です。

それで、1つ、どういうことがこれから起こり得るかというようなことで、その辺について問題点があるんじゃないかというところでお話しします。1つは、保護者負担を軽減すると言っておりますけども、これは先ほど免除者は約400数10人ということですけども、265人と158人、16人だっけ、そういったことで言われましたけど、低所得者にはあまり恩恵がないんじゃないかと、当然非課税世帯、あるいは生活保護世帯、そういったことに360万円以下の人がなるわけですから、そういった面では公平な保育料なのかなと思うわけでございます。

そして実費徴収、これはいろんな人が携わると思うんです。職員、あるいは保育所の保育士、あるいは現場で働くいろんな方々、栄養士もいるでしょう、そういった方々に対して事務作業というのは当然伴ってくるのではないかということで、保育士、あるいはそういった方々に負担がかぶさってくるんじゃないかということを懸念しております。

もう一つは、保育士が非常に今日不足しているということがよく言われています。そういった中でこ の辺の充足も強めていかなくちゃいけないということが懸念材料です。

それから、今全国的に、青木委員も言いましたけど、副食費助成がどういう形で、先ほど国が今までは相当分を出していた、補助金として町にくれていたんですけど、それがなくなって、今度はそれが逆には浮く計算になりますね。先ほど言っていました、3,000万円程度浮くと。それもそういうのに充てるべきではないかという1つの提案ですけど、そういったことを含めて申し述べます。

それから、保育料は、私の思うには、国の基準より低いのではないかなということで、そういう面では十分それが充足できるんじゃないかということです。

まだまだいろんな問題がこれから出てくると思うんですけど、基本的には幼児教育、あるいは保育の 無料化、これは当然国が責任を持ってやるべきことだということで、反対討論といたします。

【横手委員長】では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】では、反対討論のある方。

青木委員。

【青木委員】 先ほども言っていた公平性が保たれないという部分では、実費を払ってもらうというよりは、逆にそこを町で補助して無償化するということが本当の無償化だと思うんです。それと、先ほども言いましたが、360万円近い人に逆転現象ということが懸念される、そういう部分で反対討論とします。

【横手委員長】 では、賛成討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

# (賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の議題は終了といたします。これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了させていただ きます。大変お疲れさまでございました。

午後3時03分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

委員長 横手晃